

ゴルフ場預託金を巡るひとつの試論(抄)

西村 國彦 (さくら共同法律事務所)

日本ゴルフ学会

キーワード: 劣後債 ディープロック理論 偽装された資本

「問題提起」

ゴルフ会員の預託金返還請求権は、ゴルフ会員権の中核というべき施設利用権を確保できるだけの資金的余裕ができた段階において初めて返済を求められることができるという、特殊な「返還約束」のついた劣後的な債権と考えることができないだろうか。

「裁判例」

このような「劣後債扱い」は海外のみならず日本の裁判例にも登場しはじめている。

(例①) A社の100%子会社のB社は、A社から役員が送られるとともに、数10億円の担保付の借入をしていたが、会社更生の申立をして事実上倒産した。法律的にはA社が子会社に対する投下資金を株式という形にした場合、更生法上最も劣後的な扱いを受ける(更生法では株式の100%減資により株主は権利を失うのが原則)のに対し、貸付金の形にして担保を取っておけば最も優先的扱いを受けることになるという結果が生ずる。

(例②) 甲乙丙3人が共同出資による事業開始にあたり、各1億円を丁社に拠出した。各1,000万円は資本金としたため、各9,000万円は貸付金の形になった。丁社の業績は低迷し5年を経て事実上倒産し、休眠会社となっていたところ、甲は丁社に対し9,000万円の貸付金の返済を求める裁判を起こした。

「判例分析と考察」

例①のような更生事件では古くから、役員の債権や親会社の債権といったインサイダーの債権について、債権の劣後化(他の債権者の債権を優先的に取り扱うこと)が判例・実務・学説上広く承認されてきている(注1)。そうしないと、親会社等の内部者が投下資金の回収につき最も有利な地位を占め、回収のリスクを情報の少ない第三者に転嫁することを許してしまうことになるからである。

例②については最近興味深い判決が出ている。東京高裁平成12年3月29日判決(判例時報

1705号159頁)は、事業共同出資者が創業資金または開業当初の運転資金に充てる目的で会社に金銭貸付をしたときは、その資金は資本金に準ずるものと言うべきものであるから、会社の目的事業が事実上倒産状態にあり、一般債権も弁済できない状況にあるときは、その返還請求は権利濫用として許されないとして、甲の請求をしりぞけた。この判決は、甲の貸付を信義則上の観点から「他の一般無担保債権者よりも劣後する債権」として一般債権と株式との中間に位置する特殊の債権としたものである。

○預託金の「返還約束」と「偽装された資本」

このように実態に照らし信義則や公平の観点から一部の債権を劣後化する考え方は、欧米において、「偽装された資本」あるいはディーブロック理論(注2)として古くから認められてきたものである。プレー権に劣後する預託金返還請求権(このこと自体は最高裁(注3)(注4)は否定しないはず)の行使については、ゴルフ場が会員の拠出したお金で作られている以上、他の会員のプレー権を守るため、一定の資金的余裕ができるまでは制限を設けるべきとの解釈をしてもよい時期に来ているのではないだろうか。

○預託金債権の実態に合わせた法理論の再構築を

施設利用権を重んじる最高裁判決を読み込まず形式論に固執してきた地裁・高裁の一部の裁判官の不勉強は、平成12年に連続して公表された破産法59条に関する破産管財人敗訴の最高裁判決(2月29日鈴鹿の森観光開発、3月9日岩瀬観光開発、3月9日白山開発(注4))で明らかになった。大きな時代の変わり目にあって、私たち法律家の責務は時代を先取りする新しい法理論の確立にあると思う。

にもかかわらず、一部の法律家達は、ゴルフ場会員の返還請求権の特殊性をあえて無視しようとしている。すなわち彼らは、ゴルフ場が会員の退会返金に経営上応じられないのであれば、会社更生等の法的手段を執るべきで、そうすれば全ての債権者が手続に参加する公正な機会が与えられ、関係者の十分な利害調整が行われるので、会員に権利制限を強制することが許されるという。そういうプロセスをとらなければ、弁済期の一方的延長という契約法理に反する手段は認められないというわけだ。しかし憲法の明文(79条、80条(注5))に反して裁判官の給与が約2%下げられ、裁判員制度も導入されようとしている今日、ゴルフ場預託金の実態に合わせた法理論再構築は必須のものであろう。少なくとも裁判官が預託金債権者の早い者勝ちを助長すると誤解されるような法解釈は欠陥があると言うべきである。

(注1) 畑宏樹「倒産事件と貸手責任」2000年小林秀之編著「金融サービス法と貸手責任」一粒社P122は、この種の債権の劣後化は判例上確立し、実務的にも承認されているとする。

(注2) ティーブロック理論とは、大衆優先株主を擁する子会社が設立当初から過小資本であり、かつ、子会社自身の利益よりもむしろ親会社の利益のために運営されている場合においては、子会社の倒産手続きにおいて、親会社は優先株主の権利の

劣位におかれる場合のほかは、債権者として権利主張が認められないとする理論
(注1文献参照)

(注3) 平成7年9月5日最高裁判決 最高裁判所民事判例集49巻8号2733頁他

(注4) 鈴鹿の森 平成12年2月29日 最高裁判所民事判例集54巻2号553頁他

岩瀬観光開発 平成12年3月9日 判例時報1708号127頁他

白山開発 平成12年3月9日判例時報1705号159頁他

(注5) 憲法79条6項、80条2項は「在任中、これを減額することができない」と明記している。この条文と預託金の返還約束の重みを比較すべきではないか(拙稿「賢いゴルフ場 賢いゴルファーのための法戦略」2003年現代人文社を参照)。

